

○鎌倉市小規模水道及び小規模貯水槽水道に関する条例

平成 24 年 12 月 27 日

鎌倉市条例第 26 号

鎌倉市小規模水道及び小規模貯水槽水道に関する条例をここに公布する。

鎌倉市小規模水道及び小規模貯水槽水道に関する条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 小規模水道（第 3 条—第 13 条）
- 第 3 章 小規模貯水槽水道（第 14 条—第 16 条）
- 第 4 章 監督（第 17 条—第 19 条）
- 第 5 章 雑則（第 20 条・第 21 条）
- 第 6 章 罰則（第 22 条—第 25 条）
- 付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、小規模水道の布設及び管理並びに小規模貯水槽水道の管理について、環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）水道 導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に設置されたものを除く。
- （2）小規模水道 水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項に規定する水道事業（以下「水道事業」という。）の用に供する水道及び同条第 6 項に規定する専用水道（以下「専用水道」という。）以外の水道であって、地下水又は表流水を水源とし、居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、専ら一戸の住宅に供給するものを除く。
- （3）小規模貯水槽水道 水道事業の用に供する水道、専用水道及び法第 3 条第 7 項に規定する簡易専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水を貯めるための水槽を有するものをいう。ただし、専ら一戸の住宅に供給するもの及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 2 条第 1 項に規定する特定建築物に供給するものを除く。

(4) 小規模水道施設 小規模水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設であって、当該水道の設置者の管理に属するものをいう。

(5) 小規模水道の布設工事 小規模水道施設の新設又は規則で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。

第2章 小規模水道

(水質基準)

第3条 小規模水道により供給される水は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- (2) シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- (3) 銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。
- (4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- (5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- (6) 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、規則で定める。

(施設基準)

第4条 小規模水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該小規模水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、取水施設及び浄水施設は、それぞれ次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 取水施設 できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
- (2) 浄水施設 原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する浄水を
得るのに必要な沈でん池、ろ過池、消毒設備その他の設備を備えていること。

2 小規模水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

(確認)

第5条 小規模水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が前条の規定による施設基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。

(確認の申請)

第6条 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事の概要書その他規則で定める書類
(図面を含む。)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の工事の概要書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 水源の種別及び取水地点
- (2) 原水の水質試験結果

(3) 小規模水道施設の概要

(4) 浄水方法

3 市長は、第1項の申請があった場合において、当該工事の設計が第4条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類によっては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を示して、申請者にその旨を通知しなければならない。

4 前項の通知は、第1項の申請があった日から起算して20日以内に、書面をもってしなければならない。

(給水開始前の届出及び水質検査)

第7条 小規模水道の設置者は、布設工事を完了した場合において、当該布設工事に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を届け出て、かつ、規則で定めるところにより、水質検査を行わなければならない。

2 小規模水道の設置者は、前項に規定する水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、その検査を行った日から起算して5年間、これを保存しなければならない。

(変更及び廃止の届出)

第8条 小規模水道の設置者は、第6条第1項に規定する申請書に記載した事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。小規模水道を廃止したときも、同様とする。

(水質検査)

第9条 小規模水道の設置者は、その供給する水について、規則で定めるところにより、毎年1回以上定期的に、水質検査を行わなければならない。

2 小規模水道の設置者は、その供給する水が第3条の規定による水質基準に適合しないおそれがあるときは、規則で定めるところにより、臨時の水質検査を行わなければならない。

3 小規模水道の設置者は、前2項に規定する水質検査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該水質検査の結果を、速やかに市長に届け出なければならない。

(衛生上の措置)

第10条 小規模水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、衛生上必要な措置を講じなければならない。

(1) 取水場、貯水池、導水渠きよ、浄水場、配水池及びポンプ井は、常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にすること。

(2) 前号の施設には、必要に応じて柵を設け、又は鍵を掛ける等みだりに人及び動物が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。

(3) 原水の質により必要があるときは、規則で定めるところにより塩素消毒を行うこと。

(技術担当者の設置等)

第 11 条 小規模水道の設置者は、小規模水道の管理について技術上の業務を行わせるため、当該業務について相当の技術を有する者（以下「技術担当者」という。）を置かなければならない。ただし、自ら技術担当者となることを妨げない。

2 小規模水道の設置者は、技術担当者を置いたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。技術担当者を変更したときも、同様とする。
（技術担当者の業務）

第 12 条 技術担当者は、第 9 条第 1 項及び第 2 項並びに第 10 条第 3 号の規定による検査及び消毒に関する業務のほか、施設の点検その他適正な水質管理を行うために必要な業務に従事するものとする。

（給水の緊急停止）

第 13 条 小規模水道の設置者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

2 小規模水道の設置者は、前項の規定により給水を停止したときは、規則で定めるところにより、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

第 3 章 小規模貯水槽水道

（給水開始の届出）

第 14 条 小規模貯水槽水道の設置者は、当該小規模貯水槽水道の給水を開始したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（変更又は廃止の届出）

第 15 条 小規模貯水槽水道の設置者は、前条の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。小規模貯水槽水道を廃止したときも、同様とする。

（管理基準等）

第 16 条 小規模貯水槽水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、その水道を管理しなければならない。

- (1) 水槽の清掃を毎年 1 回以上定期に行うこと。
 - (2) 有害物、汚水等による水の汚染を防止するために水槽の点検その他必要な措置を講ずること。
 - (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他規則で定める事項に関する検査を随時行い、供給する水に異常を認めるときは、規則で定めるところにより水質検査を行うこと。
 - (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- 2 小規模貯水槽水道の設置者は、当該小規模貯水槽水道の管理について、規則で定めると

ころにより、毎年1回以上定期的に、市長の指定する者の検査を受けなければならない。
ただし、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量が8立方メートル以下の小規模貯水槽水道についてはこの限りでない。

- 3 小規模貯水槽水道の設置者は、前項の規定による検査を受けたときは、これに関する記録を作成し、検査を受けた日から起算して3年間、これを保存しなければならない。

第4章 監督

(改善命令等)

第17条 市長は、小規模水道について、当該小規模水道施設が第4条の規定による施設基準に適合していないと認めるときは、当該小規模水道の設置者に対して、期限を定めて、当該施設を改善すべき旨を命ずることができる。

- 2 市長は、小規模水道の設置者が第7条第1項に規定する水質検査を実施しないで給水を開始したときは、当該小規模水道設置者に対して、期限を定めて、水質検査を実施すべき旨を命ずることができる。

- 3 市長は、小規模水道の設置者が第9条第1項又は第2項に規定する検査を実施しないときは、当該小規模水道設置者に対して、期限を定めて、水質検査を実施すべき旨を命ずることができる。

- 4 市長は、小規模水道の衛生上の措置が第10条の基準に適合していないと認めるときは、当該小規模水道の設置者に対して、期限を定めて、当該小規模水道の管理に関し、消毒その他の必要な衛生上の措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 5 市長は、小規模貯水槽水道の管理が前条第1項の規定による管理基準に適合していないと認めるときは、当該小規模貯水槽水道の設置者に対して、期限を定めて、当該小規模貯水槽水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 6 市長は、小規模貯水槽水道の設置者が前条第2項の規定による検査を受けないときは、当該小規模貯水槽水道設置者に対して、期限を定めて、検査を実施すべき旨を命ずることができる。

(給水停止命令)

第18条 市長は、小規模水道又は小規模貯水槽水道の設置者が、前条第1項、第4項又は第5項の規定による命令に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の健康を害すると認めるときは、その命令に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第19条 市長は、小規模水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模水道の設置者から小規模水道の工事の施行状況若しくは管理の実施状況について必要な報告を求め、又は当該職員をして小規模水道の工事現場、小規模水道施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、工事の施行状況、小規模水道施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。

- 2 市長は、小規模貯水槽水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模貯水槽水道の設置者から小規模貯水槽水道の管理について必要な報告を求め、又は当該職員をして小規模貯水槽水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 雑則

(地位の承継の届出)

第20条 相続、合併、分割、譲渡その他の事由により、小規模水道又は小規模貯水槽水道の所有権その他施設の管理に関する権原を取得し、設置者の地位を承継した者は、当該承継の日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第22条 第13条第1項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条の規定による確認を受けないで工事に着手した者
- (2) 第17条第2項、第3項又は第6項の規定による命令に違反した者
- (3) 第18条の規定による給水停止命令に違反した者

第24条 第19条第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、2万円以下の罰金に処する。

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成7年神奈川県条例第7号。以下「県条例」という。）の規定により神奈川県知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に県条例の規定により神奈川県知事に対してなされた申請その他の行為は、この条例の相当規定により市長のした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為

とみなす。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 （令和2年7月7日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。